

- ア 在籍年令基準数
- | | |
|-----|--------|
| 0歳児 | 3 : 1 |
| 1歳児 | 5 : 1 |
| 2歳児 | 6 : 1 |
| 3歳児 | 15 : 1 |
| 4歳児 | 20 : 1 |
| 5歳児 | 25 : 1 |

- イ 休憩保育士対策数 2名

特例保育完全実施園（7:30 から 18:00 まで）で、かつ特例児0歳から1歳が在園、又は定員の30%以上の特例児が在籍の場合は2名、この条件に満たない場合は1名（1名は保障）。夜間園は1名。

- ウ 特例保育対策基準数は、在籍年令基準数により算出した保育士数の3割相当数（夜間保育園は除く）とする。

- (2) 調理員等職員の配置基準については、共通基準人数及び調理員加配基準数により算出するものとする。

- ア 共通基準人数については、

(ア) 60人定員以上 2名（外部委託の場合は1名は外部委託経費）

(イ) 59人定員以下 1名

- イ 調理員加配基準数（給食センター利用園・外部委託園は除く）

(ア) 90人定員以下で0歳児6人以上の場合 1名

(イ) 91人～120人定員以上で0歳児5人以上の場合 1名

(ウ) 121人～150人定員で0歳児4人以上の場合 1名

- 2 職員の配置基準の運用に関することについては、別途運用細則による。

(加算額)

第7条 加算額とは、端数換算相当額、運営改善費（労働条件・運営条件改善費・給食業務改善費・経営改善費）、相殺調整額（現員保障・休憩保育士対策）、フリー経費定数緩和対策費をいう。

- 2 加算額の内容については、別途運用細則による。

(格付基準)

第8条 新規採用に係る職員の格付基準は原則として、学歴格付、資格加算及び経験加算などを勘案して決定する。

- (1) 初任給格付

- ア 保育士（給与表第1表適用）

区 分	学歴格付	資格加算	初任給格付
中学校卒・高校卒（検定）	1号	4号	第1表 5号
短大卒（検定）	9号	4号	第1表 13号
短大卒（認定）	9号	8号	第1表 17号
大学卒（検定）	17号	4号	第1表 21号
大学卒（認定）	17号	8号	第1表 25号

(注)・認定・・・保育士養成校卒の場合 検定・・・その他の場合

・18歳を基準に1号。

イ 保健師・看護師（給与表第1表適用）

区 分	初任給格付
准看護師	第1表 5号
正看護師	第1表 21号
保健師	第1表 25号

ウ 有資格調理員（給与表第2表適用）

区 分	学歴加算	資格加算	初任給格付
中学校卒・高校卒	1号	4号	第2表 5号
短大卒	9号	4号	第2表 13号
大学卒	17号	4号	第2表 21号

(注)・18歳を基準に1号。満たない場合は1年につき4号減ずる。
 ・栄養士資格，調理師免許両方所持の場合は資格加算8号。

エ 無資格者・用務員・その他の職員（給与表第3表適用）

区 分	学歴格付	初任給格付
中学校卒・高校卒	1号	第3表 1号
短大卒	9号	第3表 9号
大学卒	17号	第3表 17号

(注)・資格を有しない保育者はこの表を適用する。
 ・18歳を基準に1号。満たない場合は1年につき4号減ずる。

(2) 経験加算

経験加算については，次の経験年数換算表に基づき算出する。

以下の経験年数換算表により，算出された月数を除数で割り，その端数を切り捨てた整数1につき4号を初任給格付に加算する。

ただし，最終学歴以前の職歴は換算しないが，在学前に職歴があった場合は，最終学歴を繰り下げ，本人に有利な方をとる。

なお，アルバイト期間については，実労働時間が週40時間ある場合は，1ヵ月単位で下記同様に扱うが，実労働時間が40時間未満の場合・学生等は無職期間とする。

以下の職歴に該当するのは，当該職種で給与所得のあったことを前提とする。

ア 経験年数換算表

区 分		保 育 士 看 護 師 保 健 師	調 理 員	無資格調理員 用 務 員 その他職員
児童福祉施設及びそれらに類する施設で資格免許を持ち、同一職種に在籍していた期間（注1） 又は幼児教育・医療機関に、幼稚園教諭・看護師・保健師として在籍していた期間		100%		
児童福祉施設職員としていた期間（自己都合の退職を除く）				70%
上記以外の在職期間		80%		
有資格期間	調理業務在職期間		100%	
	上記以外の在職期間		80%	
無資格期間	調理業務在職期間		70%	
	上記以外の在職期間		56%	56%
無 職 期 間		25%	25%	25%
除 数		24	18	18

（注1）類するとは、昼間里親をいう。無認可施設はその他「上記以外の在職期間」扱いとなる。京都市認可の児童館・学童保育所はその他「上記以外の在職期間」扱いとなる。（昭和 62.2.5）

イ 経験加算期間については、保育士、看護師、保健師は55才未満とし、調理員、用務員、その他職員については36才未満とする。

ウ 初任給の格付については、経験加算は40号を上限とする。ただし、60才以上の場合は、保育単価相当額を上限とする。

エ 格付により経験加算に端数がある場合は、端数加算として次のように取り扱う。ただし、経験加算の上限を超えて端数がある場合は端数切捨てとする。

（ア）保育士の場合は、24ヵ月で4号加算とし、18ヵ月以上の端数がある場合採用時の格付号俸に2号加算する。

（イ）調理等の場合は、18ヵ月で4号加算とし、13ヵ月以上の端数がある場合採用時の格付号俸に2号加算する。

(勤続加算)

第9条 常勤職員が職種変更する場合、採用年月日から職種変更月までの期間を1年につき4号を加算する。ただし、調理へ職種変更する場合、無資格調理期間は7割を加算対象とする。

(昇給の基準)

第10条 昇給は年1回(1月)とし、前回の昇給月から12ヵ月を下らない期間を経過したときは、原則として4号上位の号給とする。

2 新規採用者の昇給については、次によるものとする。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 採用月が、1月16日から4月15日までの者 | 次期昇給期3号昇給 |
| (2) 採用月が、4月16日から7月15日までの者 | 次期昇給期2号昇給 |
| (3) 採用月が、7月16日から10月15日までの者 | 次期昇給期1号昇給 |
| (4) 採用月が、10月16日から1月15日までの者 | 翌年度昇給期4号昇給 |

(最低保障)

第11条 中学卒業者で経験加算を合算してもなお各表の1号に達しない場合は各表の第1号に格付する。ただし、その後の勤続加算により、第2号までに格付できるまで昇給しない。

(昇給停止)

第12条 常勤職員の昇給については満58才を迎える年度末までとし、60才に達した翌年度からは保育単価相当額を上限とする。

(人事の交流)

第13条 本要綱を実施する保育園間で、次の手続きを経た場合は当該職員の格付号俸を引き継ぐことができる。ただし、新設園については、開園後本要綱を実施することを前提に同じ扱いをする。

- (1) 受け入れ保育園、送り出す保育園の双方の保育園長による事前に協議し文書を交換するものとする。その場合、当該職員が承諾したことを文書で明らかにしておくこと。
- (2) 上記の文書控えを、受け入れ保育園長が交流実施の1ヵ月前までに京都市保育園連盟に遅滞なく提出するものとする。(人事交流報告書様式7)

(職種変更)

第14条 職員に職種変更が生じた場合、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 資格取得による給与表の変更の場合

ア 資格加算、経験加算、端数加算、勤続加算を見直し、その場合従前の基本給より下回る場合は、次のとおりとする。

(別紙様式5-1 格付調書変更用参照)

(ア) 従前が無資格の場合、従前の格付号俸に資格加算した格付号俸の

基本給を直近上位とする。(別紙様式5-1 格付調書変更用参照)

(イ) 従前が有資格の場合は、従前資格加算を引いた格付け号俸に資格加算した格付号俸の基本給を直近上位とする。

イ 直近上位額は、最高基本給を上限とする。

(2) その他については、資格加算、経験加算、端数加算、勤続加算、を見直す。
(別紙様式5-1 格付調書変更用参照)

(認定外職員の格付)

第15条 その保育園において本要綱対象職種の職員で、認定外職員として在職していた期間は、認定内繰り入れに際して勤続期間として格付する。

なお、認定外職員として登録されていなければ、経験加算として格付する。

(運用細則第7条参照)

(他の公的保障のある職員)

第16条 給与の保障に関し、京都市健康管理制度実施要綱第6条による職員及び障害児保育対策要員については、認定外に配置替えする。

(休業の取扱)

第17条 職員が育児、介護、その他疾病等による休業が生じた場合次のとおり取り扱うものとする。

(1) 育児・介護休業によるもの

ア 認定内の常勤職員が育児・介護休業を適用した場合、当該職員を育児・介護休業の開始月から終了月まで当該職種の欠員として計算する。

イ 育児・介護休業による欠員は、他の職員と差し替えないものとする。

ウ 育児・介護休業による欠員については、現員保障判定の際には常勤職員とする。

エ 育児休業中の昇給については、該当者の昇給が2回以上発生する場合、最初の1回のみ昇給し、2回目以降は昇給しない。

オ 開始月及び終了月の計算対象月は、15日を基準に判断する。

カ 育児・介護休業適用者及び期間は、園からの申請に基づくものとする。ただし、介護休業の期間については対象家族1人につき一の要介護状態ごとに一回、1ヵ月以上最長3ヵ月まで対象とする。

なお、介護休業の届出は連続して31日以上取得した場合に提出するものとする。

(2) 私傷病による休業及び公務災害によるもの

ア 休業中は認定外職員とする。

イ 休業中の欠員については、他の職員と差し替えてもよいが、現員保障対象人数には含めない。

ウ 休業中の昇給については、該当者の昇給が2回以上発生する場合、最初の1回のみ昇給し、2回目以降は昇給しない。ただし、公務災害による休業中の場

合は、昇給する。

エ 開始月及び終了月の計算対象は月の15日を基準に判断する。

オ 休業適用者及び期間は、園からの申請に基づくものとする。ただし、私傷病の休業については、病休代替制度適用期間終了してから休業期間とする。

(3) 休業報告

常勤職員が休業した場合、有給、無給にかかわらず休業報告書を提出するものとする。

ア 育児・介護休業適用報告書(様式 8)

イ 私傷病による休業報告書(様式8-1)

(必要額の調整)

第18条 年間必要額が変動した時は原則としてその年度内に調整するが、その年度内で調整できない場合は協議の上次年度以降に調整する。

附 則

第1 本要綱は、社団法人京都市保育園連盟が京都市と協議し、次のとおり実施する。

(1) 本要綱の改正は、社団法人京都市保育園連盟の総会で決定する。

(2) 本要綱の別表は、社団法人京都市保育園連盟理事会及びプール制委員会が決定する。

(3) 本要綱の実施事務は、社団法人京都市保育園連盟理事長が委嘱するプール制委員会でもって行なう。

第2 今回(平成20年5月27日)の京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱の改正に伴う実施については平成19年4月1日から適用する。

職員配置基準に関する運用細則

(認定数の確定)

第1条 職員の認定数は配置基準申請書により算出する。

(1) 児童の年齢は入所年月日を基準とする。

(フリー経費定数)

第2条 フリー経費定数は児童数を基に算出された認定保育士数の内、当分の間、1割相当分とする。固定単価は1表185号(第1表17号年間相当額(基本給+社保負担含む、期末・勤勉手当は含まず))を12ヵ月で割った額を月額単価とする。

(加算額)

第3条 加算額の内容については、次のとおりである。

(1) 端数換算相当額

配置基準により算出した常勤保育士端数に単価相当額(京都市行政職1級1号)を乗じたもの。

(2) 運営改善費

(労働条件改善費)

(年額)

ア	職員定数とフリー経費定数の計が9人以下の場合	1,440,000円
イ	〃 10人～14人の場合	2,124,000円
ウ	〃 15人～19人の場合	2,484,000円
エ	〃 20人以上の場合	2,880,000円

(運営条件改善費)

(年額)

ア	定員が60人以下の場合	600,000円
イ	〃 61人～90人の場合	900,000円
ウ	〃 91人～120人の場合	1,200,000円
エ	〃 121人以上の場合	1,500,000円

(給食業務改善費)

・	給食センター外部委託非利用園(0歳児在園)	(年額)
ア	定員が90人以上	1,440,000円
イ	〃 89人以下	720,000円
ウ	夜間園	360,000円

(経営改善費)

連盟で算出する。

(3) 調整部分

ア 現員保障に対する相殺調整額

現員保障がされている場合は、フリー経費定数で相殺調整する。フリー経費定数の保有がなければ保障1名につき、フリー経費定数相当額/月額を差引き調整する。(定員外受入れによる現員保障は行わない。)

イ 休憩保育士対策数に対する相殺調整額

休憩保育士対策数が1未満か特例児が定員の30%未満で、休憩保育士対策数が2名の場合はフリー経費定数で相殺調整する。フリー経費定数の保有が

なければ、フリー経費定数相当額/月額を差引き調整する。

(4) フリー経費定数緩和対策費加算

フリー経費定数を算出した際の端数の少数第1位が0.5～0.9の場合に加算する。算出方法は、整数1からフリー経費端数を引きフリー経費定数相当額月額を乗じたものとする。

(現員保障)

第4条 現員保障とは、認定数が減少した場合に次の条件により減少数を保障するものとする。

- (1) 認定内職員に異動がない場合。ただし年度当初においては前年度10月以降職員異動がない場合に対象とする。
- (2) 認定数の減少が園の意志によらない他律的要因によって発生した場合。
- (3) 年度当初においては、年度当初の認定数が前月(3月)より減少しかつ前年度10月を下回る場合。また年度途中においては前月より減少した場合。
- (4) いずれの職種にも欠員のない場合。
- (5) 現員保障人数については、年度当初においては前月(3月)の認定数と当該年度4月の認定数を比較した際の減少数とし、園全体の認定数が前年度10月の認定数を超えない範囲とする。また前月3月及び前年度10月に現員保障となっていた人数は保障しない。年度途中においては、前月と当該月とを比較した際の減少数とする。

なお、いずれの場合も職種を区別せず園全体の認定数で勘案し、保障人数は2名までとする。

- (6) 現員保障対象園の認定内職員が退職した場合は、退職人数分の保障は消滅する。
- (7) 現員保障の対象期間は、当該年度中(3月31日まで)とする。
- (8) 現員保障の対象となった場合は、当該月からフリー経費定数と相殺調整する。ただし、フリー経費定数を所有していない場合は、フリー経費定数相当額を差引調整する。
- (9) 定員外児童(緊急入所含む)の受入れによる現員保障は行わない。

(激変緩和措置)

第5条 制度の改正によって、それ以前の認定内職員がプール制計算の対象外となった場合、激変緩和措置を行う。ただし、その内容については、プール制委員会で検討し理事会で決定する。

(常勤職員の未配置)

第6条 常勤職員に欠員が生じ未配置となった場合は、欠員給(各表180号)を保障する。

(常勤職員の条件)

第7条 常勤職員とは次の条件のいずれも満たすものとし、臨時的雇用契約(期間の限度ある契約)の職員は除く。

- (1) 1週間の実労働時間が概ね40時間である。
 - (2) 給与が月額で支払われ、日額計算となっていない。
 - (3) 社会保険、共済会等に加入している。(法的に加入出来ない場合は除く)
- 以上、他の職員と同等の処遇をうけていること。

なお、常勤職員を登録する場合、定数の範囲以外は「認定外」登録とする。

(認定数の見直し)

第8条 認定数・フリー経費定数が増減した場合は、申請月から見直す。

- (1) 認定数が減少する場合は、第4条の現員保障に準じる。
- (2) 年度途中に於いて認定数・フリー経費定数が減となる場合は次のとおりとする。
 - ア. 欠員のある場合は、当該月より減となり認定数どおりとする。
 - イ. 定員が全常勤の場合は、当該月より現員保障対象圏とする。ただし、職種を問わず圏に欠員がある場合は現員保障の対象とはならない。(判断事例(14)参照)
 - ウ. フリー経費定数が減となる場合は、当該月より減となり基準数通りとする。(フリー経費定数の保障はない。)
- (3) 年度途中に生じる現員保障についても上記に準じて行う。

(プール制特別審査会)

第9条 職員配置基準にかかる諸問題については、プール制委員会と市を含めたプール制特別審査会で協議し処理する。

附 則

第1 本運用細則の変更については、プール制委員会で検討し、理事会で決定する。

第2 本運用細則は、昭和60年4月1日から実施する。

第3 本運用細則の全部改正は、平成19年4月1日から実施する。

(改正内容)

- | | | |
|------------|------|--------------------------------|
| 昭和60年3月15日 | 臨時総会 | 第1条～第3条・第6条・第7条一部改正 |
| 昭和61年8月1日 | 理事会 | 第5条一部改正。 |
| 昭和61年12月9日 | 理事会 | 第2条・第3条の特記に附則。 |
| 平成4年5月21日 | 総会 | 職員配置基準の改定に伴い「定数B」削除 |
| 平成6年3月17日 | 臨時総会 | 職員配置基準の改定に伴い第2条(4)変更 |
| 平成8年3月25日 | 臨時総会 | 職員配置基準の改定に伴い「認定数A・B」に変更、第8条を追加 |
| 平成13年3月26日 | 臨時総会 | 職員配置基準の改定に伴い第1条～第6条
第8条変更 |
| 平成20年5月27日 | 総会 | 全部改正 |